

(第二類 第九号)

衆議院 第百二十三回国会 國際平和協力等に関する特別委員会議録 第三号

(二八八)

平成四年六月九日(火曜日)

午後五時四十六分開議

出席委員

委員長 林 義郎君

理事 大島 理森君

理事 中川 昭一君

理事 与謝野 馨君

理事 上原 康助君

理事 草川 昭三君

理事 逢沢 一郎君

理事 伊吹 文明君

理事 榎藤 晟一君

理事 岡田 克也君

理事 北川 正恭君

理事 齊藤 斗志二君

理事 武部 勤君

理事 二階 俊博君

理事 福永 信彦君

理事 町村 信孝君

理事 三原 朝彦君

理事 秋葉 忠利君

理事 小澤 克介君

理事 岡田 利春君

理事 沢藤 礼次郎君

理事 元信 堯君

理事 遠藤 乙彦君

理事 渡部 一郎君

理事 東中 光雄君

理事 橋崎 弥之助君

出席國務大臣

出閣總理大臣

外務大臣臨時代理

國務大臣

(内閣官房長官)

加藤 紘一君

喜一君

宮澤 喜一君

加藤 紘一君

喜一君

出席政府委員

内閣審議官

兼内閣總理大臣

官房參事官

外務省經濟協力

局長

外務省条約局長

外務省國際連合

局長

參議院議員

參議院議員

參議院議員

國際平和協力等

員會調査室長

野村 一成君

川上 隆朗君

柳井 俊二君

丹波 實君

岡野 裕君

峯山 昭範君

田淵 哲也君

宮崎 正之君

補欠選任

草川 昭三君

東 祥三君

同月八日

同月八日

同月八日

同月八日

同月八日

同月八日

同月八日

同月八日

同月八日

同月八日

同月八日

同月八日

同月八日

同月八日

六月九日

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会閣法第五号)(參議院送付)

國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十一回国会閣法第六号)(參議院送付)

五月二十一日

PKO法案廃案に関する請願(有川清次君紹介)(第二六四七号)

同(川崎寛治君紹介)(第二六四八号)

同(齊藤一雄君紹介)(第二六四九号)

同(鈴木久君紹介)(第二六五〇号)

同(常松裕志君紹介)(第二六五一号)

同(鈴木吉雄君紹介)(第二六五二号)

同(前島秀行君紹介)(第二六五三三三)

同(吉田正雄君紹介)(第二六五四号)

六月二日

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案の廃案に関する請願(安田範君紹介)(第三三九九号)

同月四日

憲法違反のPKO協力量制定反対に関する請願(小沢和秋君紹介)(第三五五六号)

同(金子清広君紹介)(第三五五七号)

同(木島日出夫君紹介)(第三五五八号)

同(児玉健次君紹介)(第三五五九号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第三五六〇号)

同(菅野悦子君紹介)(第三五六一号)

同(辻第一君紹介)(第三五六二二二)

同(寺前巖君紹介)(第三五六三三三)

同(東中光雄君紹介)(第三五六四四四)

同(不破哲三君紹介)(第三五六五五五)

同(藤田スミ君紹介)(第三五六六六六)

同(古堅実吉君紹介)(第三五六七七七)

同(正森成二君紹介)(第三五六八八八)

同(三浦久君紹介)(第三五六九九九)

同(山原健二郎君紹介)(第三五七〇〇)

同(吉井英勝君紹介)(第三五七一七一)

自衛隊の海外派遣反対、國連平和維持活動協力法案の廃案に関する請願(赤松広隆君紹介)(第三六二二二)

同(宇都宮真由美君紹介)(第三六二二三三)

同(鈴木喜久子君紹介)(第三六二二四四)

同(辻一彦君紹介)(第三六二二五五)

同(外口玉子君紹介)(第三六二二六六)

同(時崎雄司君紹介)(第三六二二七七)

同(長谷百合子君紹介)(第三六二二八八)

同(前島秀行君紹介)(第三六二二九九)

同(目黒吉之助君紹介)(第三六三〇〇〇)

同(元信亮君紹介)(第三六三〇一一)

同月八日

自衛隊の海外派遣反対、國連平和維持活動協力法案の廃案に関する請願(菅野悦子君紹介)(第三三九九四四)

憲法違反のPKO協力量制定反対に関する請願(古堅実吉君紹介)(第三三八八四四)

同月九日

海外派兵の新規立法反対に関する請願(谷村啓介君紹介)(第四〇四二二)

PKO法案の廃案と憲法を生かす國際協力の実現に関する請願(齊藤一雄君紹介)(第四〇四三三三)

憲法違反のPKO協力量制定反対に関する請願(小沢和秋君紹介)(第四〇四四四四)

同(金子清広君紹介)(第四〇四四五五)

同(木島日出夫君紹介)(第四〇四四六六)

同(児玉健次君紹介)(第四〇四四七七)

同(佐藤祐弘君紹介)(第四〇四四八八)

同(菅野悦子君紹介)(第四〇四四九九)

和を確保することが、従来になく強く求められておられます。先般のロンドン・サミットにおいても、新しい国際秩序を構築していくに当たつては、国際連合を中核とする多数国間の努力を重視するという姿勢が明らかにされました。これは、冷戦構造克服後の世界に、健全な方向性を与えようとするものであり、従来から国連中心主義を唱へてきた我が国の立場にも沿うものであります。

特に、國際連合平和維持活動(PKO)は、世界各地の紛争の平和的解決を助けるため、中立・非強制の立場で國連の權威と説得により任務を遂行するものであつて、一九四八年以來世界の多くの國の参加を得て、國際の平和と安全の維持のため多大の貢獻をしてゐるものであります。また、人道的活動に従事する國連機關及びその他の國際機關は、人道的任務を達成するため、世界各地において重要な活動を行つてゐるところであります。

我が國憲法は、國際協調のもとに恒久の平和を希求していますが、かかる平和主義の理念を具現化するためにも、人道的な國際協力を一層進めるとともに、世界平和を守る秩序づくりの國際共同作業には、我が國としても積極的に参加し、なし得る役割を担つていくことが必要であります。

このような役割を果たすため、我が國としては、これまで、國際連合平和維持活動及び人道的な國際救援活動に対し、資金面で重要な協力を行うとともに、選挙監視団への要員の派遣など人的側面での協力も実施してまいりましたが、今後、人的な面での協力を一層適切かつ迅速に行うことができるよう、國內体制を整備することが必要であります。

今回提案の法律案は、このような認識に基づき作成されたものであり、國際連合平和維持活動及び國際連合が行う決議または人道的活動に従事する國際機關からの要請を受けて行われる人道的な國際救援活動に適切かつ迅速に協力することができるよう國內体制を整備することによって、我が國が國際連合を中心とした國際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としております。

具体的には、國際平和協力業務実施計画及び國際平和協力業務実施要領の策定手続並びに國際平和協力隊の設置等について定めることにより、國際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資面での支援を行うための措置等を講ずることとしております。また、國際平和協力業務の実施に際しては、平和國家たる

我が國の憲法を踏まえ、武力による威嚇または武力の行使に当たる行為を行つてはならないことを明記してあります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、自衛隊の部隊等が行う國際連合平和維持隊に係る一定の業務については、実施計画が決定された日から二年を経過する日を超えて引き続き行おうとするときは、当該業務を引き続き行うことにつき国会の承認を求めなければならないことなどを内容とする修正が行われております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○林委員長 次に、本案中、参議院の修正部分の趣旨の説明を聴取いたします。修正案提出者参議院議員岡野裕君。

○岡野参議院議員 ただいま議題となりました國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する参議院における修正につきまして、その内容の概要を御説明申し上げます。

この修正は、これまで行われてきたこの法律案についての審議を踏まえ、我が國として早急に有効適切な國際協力を進める体制をつくるとの見地から、政府原案の基本的な考え方と枠組みはこれを維持しつつ、その上でこの法律案に対する一層広範な國民の理解と支持を得ていくとの趣旨で行われたものであります。

次に、修正の内容を御説明いたします。

修正の第一は、自衛隊の部隊等が行う國際連合平和維持隊に係る一定の業務については、内閣総理大臣は、当該部隊等の派遣の開始前に、我が國として國際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則及び本法律の目的に照らし、当該業務の実施につき国会の承認を得なければならないこととし、国会が閉会中の場合は衆議院が解散されている場合には、当該部隊等の海外

への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならないこととしております。

修正の第二は、内閣総理大臣が、自衛隊の部隊等が行う國際連合平和維持隊に係る一定の業務について、当該部隊等の派遣の開始前に、国会の承認を得る場合には、先議の議院においては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付があった後国会休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならないこととしております。

修正の第三は、国会が閉会中または衆議院が解散されている場合に、自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後、国会において承認の議決があったときは、政府は、遅滞なく、当該業務を終了させなければならないこととしております。

修正の第四は、自衛隊の部隊等が行う國際連合平和維持隊に係る一定の業務については、別に法律で定める日まで実施しないこととしております。

修正の第五は、政府は、施行後三年を経過した場合において、本法律の実施状況に照らし、本法律の実施のあり方について見直しを行うこととしております。

以上が修正の内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○林委員長 次に、國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨の説明を聴取いたします。外務大臣臨時代理内閣総理大臣宮澤喜一君。

國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○宮澤内閣総理大臣(外務大臣臨時代理) ただいま議決となりました國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

昭和六十二年九月の國際緊急援助隊の派遣に関する法律の施行以来、我が國は、海外の地域、特に開発途上にある地域におきまして大規模な災害が発生した場合には、國際緊急援助隊を派遣し、國際緊急援助活動を実施してまいりましたが、これまでの活動を通して、災害の規模によってはさらに大規模な國際緊急援助隊を派遣する必要があること、被災地において自己完結的に活動を行い得る体制を充実すべきこと及び輸送手段の改善を図るべきこと等の課題が明らかとなつてきてゐるところであります。

今回提案の法律案は、自衛隊の國際緊急援助隊への参加を可能ならしめ、もつて自衛隊の保有する能力を國際緊急援助活動に活用するとともに、自衛隊及び海上保安庁による國際緊急援助隊または國際緊急援助活動に必要な機材等の輸送を可能ならしめることによつて、我が國がその国力にふさわしい國際的責務を果たし得るよう、國際緊急援助体制の一層の充実を図ることを目的とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○林委員長 これにて兩案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、明日水曜午前九時三十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二分散会

折並びに派遣先国における国際連合の職員その他の者との連絡に関する事。

四 国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）の運用に関する事。

五 国際平和協力業務の実施のための関係行政機関への要請、輸送の委託及び国以外の者に対する協力の要請に関する事。

六 物資協力に関する事。

七 国際平和協力業務の実施等に関する調査（第三号に掲げるものを除く。）及び知識の普及に関する事。

八 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属せられた事務（組織）

第五條 本部の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 本部に、国際平和協力副本部長（次項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官をもって充てる。

4 副本部長は、本部長の職務を助ける。

5 本部に、国際平和協力本部長（以下この条において「本部長」という。）を置く。

6 本部長は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九條の規定によりあらかじめ指定された國務大臣及び関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 本部長は、本部長に対し、本部の事務に関し意見を述べることが出来る。

8 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごと、期間を定めて、自ら国際平和協力業務を行うとともに海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことができる。

9 本部に、本部の事務（協力隊の行うものを除く。）を処理させるため、事務局を置く。

10 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

11 事務局局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

12 前各項に定めるもののほか、本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 国際平和協力業務（実施計画）

第六條 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針

二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項

イ 実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容

ロ 派遣先国及び国際平和協力業務を行うべき期間

ハ 協力隊の規模及び構成並びに装備

ニ 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

（1）海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う国際平和協力業務の種類及び内容

（2）国際平和協力業務を行う海上保安庁の職員、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号））第八條に規定する部隊

等を行う。以下同じ。）が当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

（1）自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

（2）国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

ヘ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛庁長官に委託することができ、輸送の範囲

ト 関係行政機関の協力に関する重要事項

チ その他当該国際平和協力業務の実施に關する重要事項

3 外務大臣は、国際平和協力業務を実施することが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の閣議の決定を求めるよう要請することが出来る。

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二條第二項並びに第三條第一号及び第二号の規定の趣旨に照らし、この章の規定を実施するのに必要なる範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業務は、第三條第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十五條の趣旨にかんがみ海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当であると認められるもののうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三條第三号イからヘまでに掲げる業務、同号ヌからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるもののうちから、自衛隊の任務遂

行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であつて第三條第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、内閣総理大臣は、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、我が国として国際連合平和維持活動に参加するに際しての基本的な五つの原則（第三條第一号、本条第一項第一号及び第三項第一号、第八條第一項第六号並びに第二十四條の規定の趣旨をいう。）及びこの法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき閣議の承認を得なければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならない。

8 前項本文の規定により内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院に於ては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院に於ては先議の議院から議案の送附があつた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならない。

9 政府は、第七項ただし書の場合において承認の議決があつたときは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務を終了させなければならない。

10 第七項の国際平和協力業務については、同項の規定による国会の承認を得た日

自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であつて第三條第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、当該国際平和協力業務に係る実施計画が決定された日から二年を経過する日を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日

前の日から当該日までの間に、当該国際平和協力業務を引き続き行うことにつき国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

11 政府は、前項の場合において承認の議決があつたときは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務を終了させなければならない。

平成四年六月九日

ま隊員に任用される者又は前項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者

は、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務に従事する。

6 本部長は、第二項の規定に基づき防衛庁長官により派遣された隊員(以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。)についてその派遣の必要がなくなった場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるものとする。この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。

7 自衛隊派遣隊員は、自衛隊員の身分を失ったときは、同時に隊員の身分を失うものとする。

8 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等(第十六条に規定する国際平和協力手当以外の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。)に関する法令の適用については、その者は、自衛隊のみに所屬するものとする。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、同項に規定する者の身分取扱いに關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条 海上保安庁長官は、第九条第三項の規定に基づき同項の海上保安庁の職員に国際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された海上保安庁の職員は、従前の官職を保有したまま当該期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員として第四條第二項第三号に掲げる事務に従事する。

2 防衛庁長官は、第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせるときは、当該自衛隊の部隊等に所屬する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された自衛隊員は、当該期間を任期として隊員に任用され、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなるものとし、隊員として第四條第二項第三号に掲げる事務に従事する。

3 前項に定めるもののほか、同項の規定により

自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなる者の身分取扱については、前條第六項から第九項までの規定を準用する。

(國家公務員法の適用除外)

第十四條 第十一條第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、國家公務員法第三十三條第一項に規定する営利企業(以下この条において「営利企業」という。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この条において「役員等」という。)の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法第一百四條の規定は、適用しない。

(研修)

第十五條 隊員は、本部長の定めるところにより行われる国際平和協力業務の適切かつ効果的な実施のための研修を受けなければならない。

(國際平和協力手続)

第十六條 國際平和協力業務に従事する者には、國際平和協力業務が行われる派遣先の勤務環境及び國際平和協力業務の特質にかんがみ、國際平和協力手当を支給することができ、

2 前項の國際平和協力手当に關し必要な事項は、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

(服制等)

第十七條 隊員の服制は、政令で定める。

2 隊員は、政令で定めるところにより、その職務遂行上必要な被服を支給し、又は貸与することができ、

(國際平和協力業務に従事する者の総数の上限)

第十八條 國際平和協力業務に従事する者の総数は、二千人を超えないものとする。

(隊員の定員)

第十九條 隊員の定員は、実施計画に従つて行

れる國際平和協力業務の実施に必要な定員で個々の協力隊ごとに政令で定めるものとする。

(輸送の委託)

第二十條 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛庁長官に対し、第三條第三号ルに規定する國際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号ヌからヨまで規定する國際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送(派遣先の國內の地域間及び一の派遣先國と隣接する他の派遣先國との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。)を委託することができ、

2 海上保安庁長官又は防衛庁長官は、前項の規定による委託があつた場合には、海上保安庁又は自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができ、

(關係行政機關の協力)

第二十一條 本部長は、協力隊が行う國際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し、その所管に屬する物品の管理換えその他の協力を要請することができ、

2 關係行政機關の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

(小型武器の保有及び貸与)

第二十二條 本部は、隊員の安全保持のために必要な政令で定める種類的小型武器を保有することができ、

第二十三條 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先國において行う國際平和協力業務に隊員を従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先國に滞在する間、前條の小型武器であつて第六條第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備である

ものを当該隊員に貸与することができる。

2 小型武器を管理する責任を有する者として本部の職員のうちから本部長により指定された者は、前項の規定により隊員に貸与するため、小型武器を保管することができ、

3 小型武器の貸与の基準、管理等に關し必要な事項は、政令で定める。

(武器の使用)

第二十四條 前條第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先國において國際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相當の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができ、

2 第九条第五項の規定により派遣先國において國際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補(以下この条において「海上保安官等」という。)は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安官の職員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相當の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六條第二項第二号ニ②及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十二條の政令で定める種類的小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができ、

3 第九条第五項の規定により派遣先國において國際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相當の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六條第二項第二号ホ②及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができ、

4 前三項の規定による小型武器又は武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)

第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

5 海上保安庁法第二十条の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官等については、適用しない。

6 自衛隊法第九十五条の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官については、適用しない。

7 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

8 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和協力業務の中断（以下この項において「業務の中断」という。）がある場合における当該国際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び第五項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る海上保安官等について、第三項、第六項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項の規定はこの項において準用する第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器の使用について準用する。

第四章 物資協力

第二十五条 政府は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。

2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。

3 外務大臣は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 本部長は、物資協力のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えを要請することができる。

5 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する物品の管理換えを行うものとする。

第五章 雑則

第二十六条 本部長は、第三章の規定による措置によつては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるときは、又は物資協力に關し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例）
第二条 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であつて第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、別に法律で定める日までの間は、これを実施しない。
（見直し）
第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の実施状況に照らして、この法律の実施の在り方について見直しを行うものとする。

（海上保安庁法の一部改正）
第二条 海上保安庁法の一部を次のように改正する。

第三章の章名を次のように改める。
第三章 共助等
第三章中第二十八條の次に次の一條を加える。

第二十八條の二 海上保安庁長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律（平成三年法律第 号）の定めるところにより、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、その船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施させることができる。

（総理府設置法の一部改正）
第三条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百一十七號）の一部を次のように改正する。

目次中第十四條を「第十五條」に、「第十五條・第十六條を第十六條・第十七條」に、「第十七條を第十八條」に改める。
第四章中第十七條を第十八條とし、第三章中第十六條を第十七條とし、第十五條を第十六條とし、第二章第二節中第十四條の次に次の一條を加える。

（国際平和協力本部）

第十五條 本府に、国際平和協力本部を置く。
2 国際平和協力本部の組織及び所掌事務については、国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律（平成三年法律第 号）の定めるところによる。

（国家公務員災害補償法の一部改正）
第四条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一號）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び産業教育手当」を「産業教育手当及び国際平和協力手当」に改める。
（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正）
第五條 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六號）の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「寒冷地手当」を「寒冷地手当及び国際平和協力手当」に改める。
（自衛隊法の一部改正）
第六條 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百條の六の次に次の一條を加える。
（国際平和協力業務の実施等）
第一百條の七 長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律（平成三年法律第 号）の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、部隊等に国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施することができる。

（行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正）
第七條 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三號）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。
五 国際平和協力隊の隊員
別表（第三条関係）
一 国際連合

二 国際連合の總會によつて設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものの他政令で定めるもの
イ 国際連合災害救済調整官事務所
ロ 国際連合難民高等弁務官事務所
ハ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関

- ニ 国際連合児童基金
- ホ 国際連合ボランティア計画
- ヘ 国際連合開発計画
- ト 国際連合環境計画
- チ 世界食糧計画
- リ 国際連合食糧農業機関
- ヌ 世界保健機関
- 三 国際移住機関

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律

国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2 外務大臣は、前項の協議を行つた場合において、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動につき協力を求めるため、防衛庁長官と協議を行う。

一 国際緊急援助活動

二 国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送

3 前項の規定は、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う同項第二号に規定する活動について準用する。この場合において、同項中「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動」とあるのは「海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う第二号に掲げる活動」と、「防衛庁長官」とあるのは「海上保安庁長官」と読み替へるものとする。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項（海上保安庁長官にあつては、同項又は同条第三項において準用する同条第二項）」に改め、「国際緊急援助活動」の下に「（海上保安庁の職員にあつては、同条第三項において読み替へられた同条第二項に規定する活動を含む。）」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前条」を「前条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛庁長官は、前条第二項の協議に基づき、同項に規定する部隊等と同項各号に掲げる活動を行わせることができる。

第五条第二項中「第三号」を「第三号第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第七条中「含む」を「含むものとし、第三号第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する活動のうち同条第二項第二号に該当するものに係るものを除く」に改める。

別表中「警察庁」を「警察庁」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（自衛隊法の一部改正）

第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第百条の五の次に次の一条を加える。

（国際緊急援助活動等）

第百条の六 長官は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、隊員又は部隊等に同法第三条第二項各号に掲げる活動を行わせることができる。

国際平和協力等に関する特別委員会議録第二号 中正誤

ベ	段	行	誤	正
三	四	末	ユーゴスラビア	ユーゴスラビア
六	二	末	四億ドル	二億ドル
六	三	一〇・四五	%	一二・四五%

平成四年六月十二日印刷

平成四年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B